

研究倫理教育の実施と研究倫理教育に関する誓約書の提出について

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、平成18年に「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成18年12月15日付け農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）を策定し、農林水産省所管の研究資金を活用する研究機関等が研究活動における不正行為に対して適切に対応するために整備すべき事項等について示しており、安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業で実施する研究活動についても、本ガイドラインの内容が適用されます。

本ガイドラインでは、農林水産省所管の研究資金を活用する各研究機関において、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただくことを義務付けています。

このため、各研究機関においては、契約締結までに、研究倫理教育責任者を設置するとともに、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施していただいた上で、別添の「研究倫理教育に関する誓約書」を当方まで提出してください。

なお、標準的な研究倫理教育プログラムについては（独）日本学術振興会が暫定版をホームページに公開しています。また、一部大学を除いては有料となりますが、複数の大学が連携して作成した教育プログラム（CITI Japanプロジェクト）が利用可能です。研究倫理教育の実施にあたっては、これらの内容等を参考に、研究機関の性質に応じて適切に実施してください。

（独）日本学術振興会が作成中のプログラム

http://www.jsps.go.jp/pablications/data/rinri_j.pdf

CITI Japanプロジェクト

<http://www.shinshu-u.ac.jp/project/cjp/>

研究倫理教育に関する誓約書

農林水産省 消費・安全局長 殿

当研究機関は、平成28年度安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業（課題名）の実施にあたり、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）を遵守いたします。

特に、研究倫理教育については、当研究機関において、研究活動に関わる者を対象に実施しました。

平成 年 月 日

研究機関名

研究倫理教育責任者名 （記名押印）

契約の際、代表研究機関は、構成する全ての研究機関から集めた本誓約書をまとめて当省に御提出ください。本誓約書が提出されない限り、当省所管の研究資金について契約することはできません。